議案第７３号

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和８年１２月１日提出

宇治市長　松　村　淳　子

宇治市条例第　　号

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成２５年宇治市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

別表第２石橋地区地区整備計画区域の部中「第８条第２８項」を「第８条第２７項」に改め、同表国道２４号沿道安田町地区地区整備計画区域の部を次のように改める。

３　国道２４号沿道安田町地区地区整備計画区域

計画区域	制限	
ものづくりエリア	用途の制限	⑴　次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 ア　工場（統計法（平成１９年法律第５３号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「標準産業分類」という。）に掲げる大分類Ｅ―製造業に属するものに限る。） イ　事務所（標準産業分類に掲げる大分類Ｅ―製造業に属するものに限る。） ウ　研究開発施設（標準産業分類に掲げる大分類Ｅ―製造業に属するものに限る。） エ　倉庫（標準産業分類に掲げる大分類Ｅ―製造業に属するものに限る。） オ　アからエまでに掲げる建築物に附属するもの ⑵　前号の規定にかかわらず、次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ア　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第８条第１項に規定する一般廃棄物処理施設（以下「一般

		廃棄物処理施設」という。）及び同法第１５条第１項に規定する産業廃棄物処理施設（以下「産業廃棄物処理施設」という。）その他これらに類するもの イ　資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）第２条第７項に規定する再資源化をする施設（以下「再資源化施設」という。）その他これに類するもの
	敷地面積の最低限度	１，０００平方メートル以上
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、１メートル以上とする。ただし、次の各号に掲げる用に供する附属建築物のうち、地階を除く階数が１のものについては、この限りでない。 ⑴　バス停留所の上屋 ⑵　守衛所 ⑶　自動車車庫 ⑷　自転車置場 ⑸　物置 ⑹　東屋 ⑺　通路で、外壁を有しないもの ⑻　門又は塀
	高さの最高限度	２０メートル以下
	塀の構	地区計画の地区施設として定める区画道路に面

	造の制限	して塀（門柱及び意匠上これに附随する部分を除く。）を設ける場合は、ブロック塀その他これに類するものは設置してはならない。ただし、法令等で定めのある場合は、この限りでない。
物流・ものづくりエリア	用途の制限	⑴　次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 ア　工場（流通業務（物資の流通の効率化に関する法律（平成１７年法律第８５号）第４条第１号に規定する流通業務をいう。以下同じ。）の用に供するもの又は標準産業分類に掲げる大分類Ｅ―製造業に属するものに限る。） イ　事務所（流通業務の用に供するもの又は標準産業分類に掲げる大分類Ｅ―製造業に属するものに限る。） ウ　研究開発施設（標準産業分類に掲げる大分類Ｅ―製造業に属するものに限る。） エ　倉庫（流通業務の用に供するもの又は標準産業分類に掲げる大分類Ｅ―製造業に属するものに限る。） オ　アからエまでに掲げる建築物に附属するもの ⑵　前号の規定にかかわらず、次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ア　一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設その他これらに類するもの イ　再資源化施設その他これに類するもの
	敷地面積の最	１０，０００平方メートル以上

	低限度	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から農道又は地区計画の地区施設として定める区画道路６若しくは区画道路７との境界線までの距離は１０メートル以上とし、その他の道路境界線又は隣地境界線までの距離は３メートル以上とする。ただし、次の各号に掲げる用に供する附属建築物のうち、地階を除く階数が１のものについては、この限りでない。 ⑴　バス停留所の上屋 ⑵　守衛所 ⑶　自動車車庫 ⑷　自転車置場 ⑸　物置 ⑹　東屋 ⑺　通路で、外壁を有しないもの ⑻　門又は塀
	高さの最高限度	４５メートル以下
	塀の構造の制限	地区計画の地区施設として定める区画道路に面して塀（門柱及び意匠上これに附随する部分を除く。）を設ける場合は、ブロック塀その他これに類するものは設置してはならない。ただし、法令等で定めのある場合は、この限りでない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第２石橋地区地区整備計画区域の部の改正規定は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

宇治都市計画地区計画（国道２４号沿道安田町地区）の変更等に伴い、所要の改正を行うものであります。